

船舶事故等調査報告書

平成25年6月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012広第146号
事故等種類	衝突
発生日時	平成24年7月14日（土） 04時00分ごろ
発生場所	愛媛県松前町松前港南西方沖 松前港西防波堤灯台から真方位223° 1,700m付近 （概位 北緯33° 46.5′ 東経132° 40.8′）
事故等調査の経過	平成24年8月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A ヨット ^{ポレニール} POLAIRE（英国籍）、13トン 不詳、個人所有 B 漁船 ^{わかえびす} 若戎丸、4.0トン EH3-82750（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 操縦者A B 船長B、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A 左舷船尾部ハンドレール脱落及び同部擦過傷 B 右舷船首部防舷帯脱落及び同部擦過傷
事故等の経過	A船は、操縦者Aが1人で乗り組み、松前港南西方沖において、錨泊灯を表示せずに船首を南西方向に向けて錨泊中、B船は、船長Bが1人で乗り組み、松前港を出港して漁場に向けて約10ノットの対地速力で南西進中、平成24年7月14日04時00分ごろA船の左舷船尾とB船の右舷船首とが衝突した。 操縦者Aは、機関室内で整備作業をしていた。 船長Bは、レーダーをスタンバイ状態とし、前方を向いて手動操舵で僚船と漁場に向けて航行中、衝突してからA船に気付いた。 船長Bは、衝突直後、携帯電話で海上保安庁に衝突したことを通報した。
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北、風力 2、視程 約4～5海里 海象：潮汐 上げ潮の末期
その他の事項	A船は、数日前の悪天候で錨泊灯が故障し、表示できなかった。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	A あり、B なし A あり、B なし A なし、B なし A船は、松前港南西方沖において錨泊中、操縦者Aが錨泊灯を表示

	<p>していなかったことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、松前港南西方沖において南西進中、船長Bが前路で錨泊灯を表示せずに錨泊していたA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、松前港南西方沖において、A船が錨泊中、B船が南西進中、操縦者Aが錨泊灯を表示していなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間、法定灯火を表示できるよう、発航前に点検し、必要な整備を行うこと。 ・ 法定灯火を表示できない場合は、出港を取りやめること。